

# 古川 康後援会規約

## (名称・所在地)

第1条 本会は、古川 康後援会と称し、主たる事務所を佐賀市におく。

## (目的)

第2条 本会は、古川 康氏の政治行動を支持し、会員相互の親睦融和をはかり、政治・経済・教育・文化等に関する調査研究を行うと共に、支援団体相互の連絡協調につとめ、併せて県民の政治意識の高揚と政治の近代化を促進し、郷土の伸展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 講演会・座談会等の開催
- 2 関係諸団体との連携
- 3 刊行物の発行
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

## (会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

## (役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、理事若干名、幹事若干名、会計責任者1名、監事2名

## (役員を選任)

第6条 役員は会員の中から総会において選任する。

- 2 会長は会務を整理し、本会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは副会長の中から職務代行者を会長が指名する。
- 4 役員の任期は4年とし、再選を妨げない。

## (顧問)

第7条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。

## (会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が随時召集し議長となる。

## (経費)

第9条 本会の経費は、会費(年会費 一口を1,000円とし、一口以上)・寄付金・その他の収入をもって充てる。

## (年度及び会計監査)

第10条 この会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

- 2 本会の経理については、毎年1回監事が監査を行う。

## (規約の改廃)

第11条 本規約の改廃は、役員会において決定する。

## (その他)

第12条 この会の運営について特に会則に定めのない事項は、役員会において別に定める。

附則 本規約の施行は、平成15年1月30日とする。

附則 本規約の施行は、平成15年7月 1日とする。

附則 本規約の施行は、平成18年9月 6日とする。